

提言「データガバナンス戦略の推進」

2024年10月21日

デジタル社会推進協議会(DSA)

デジタル政策フォーラム(DPF)

デジタルトラスト協議会(JDTF)

1. 本戦略の位置付け

我が国では長期にわたり人口減少が継続的に進行する。そして、人口の減少は経済力の低下をもたらすことが懸念される。こうした状況に対応し、特に農山漁村など「地方再生」を図るためには、デジタル技術を最大限活用しつつ、生産性の向上、新事業の自立化、社会の省力化（自動化）などを進める必要がある。

その核となるのは、戦略的な無形資産(intangible asset)であるデータを最大限活用した社会課題の解決並びに付加価値の創造であり、流通データの量（データ間連携を含む）の拡大、質の向上、流通速度の改善を通じてデータ駆動社会(Data Driven Society)を実現するための仕組みとして、データガバナンスの確立が極めて重要になる。旧来の業態を越えたデータガバナンスは「新産業創出」や「経済安全保障強化」の観点からも必要不可欠である。

本提言は健全かつ多様なデータスペースの利活用を実現するデータガバナンスを確立するための施策群をその内容としており、政府は官民の連携及び適正

な官民の役割分担の下、その実現に向けて優先的に取り組むべきである。

2. 具体的施策

(1)業態や組織を越えたデータ連携基盤の構築

- ・データ流通を促進する観点からは、データ授受の当事者同士が相互に信頼可能である従来の閉じられた環境でのデータ連携基盤を超え、領域の異なるデータの連携を促すためのデータ連携基盤の構築が重要である。欧州における GAIA-X などの仕組みを参照しつつ、各産業内および産業間のデータ連携を促すための基盤整備や標準化を促すとともに、国は積極的に支援すべきである。
- ・この取り組みにおいては、業態横断的なデータ連携のための共通基盤（一階部分）を確立し、その上に業態ごとの特性を踏まえたデータ連携基盤（二階部分）を構築すべく、基本コンセプトの確立と具体的な基盤整備に取り組むこととし、研究開発予算等を重点的に措置することが求められる。（項目(3)「トラストサービスに係る環境整備」と一体的に推進）
- ・こうしたデータ連携基盤の効果の「見える化」にも取り組むべきである。
具体的には、例えば地域内において健康・医療・介護データを連携させ、見守りの対象となる高齢者等と彼らを支える専門職群を結ぶ「地域見守り

データ連携基盤」を構築し、これをデータ連携の形で災害対策など他の行政用途でもマッシュアップにより活用可能とするクラウドベースの「地域見守りデータ連携基盤事業（仮称）」を推進し、データの積極活用により地域が抱える課題解決を促すことが適当である。

(2)「データ流通促進法（仮称）」の制定

・欧州では、データ法において IoT データの適正な対価での共有促進、大企業と中小企業との間のデータ契約の適正性の確保、クラウドサービス間の円滑な乗り換え（ロックインの排除）の確保などを制度化している。また、我が国では民間主導で部分的に制度化されているデータ仲介事業（例えば情報銀行やデータ取引市場）についても、欧州データガバナンス法を参照しつつ、データセキュリティの確保（データの漏洩・改竄の防止）等について法制度として整備することが求められる。このため、上記の内容を盛り込んだデータ流通促進のためのデータガバナンスを確立する「データ流通促進法（仮称）」を制定する必要がある。

・データ流通促進のための法制度を整備することにより、データ流通市場における公正競争が実現することが期待されるが、他方、データの収集・蓄積・活用などの分野で市場支配力を有する少数の大規模プラットフォーム事業者によるデータ独占という事態を回避するため、競争セーフガードの仕組み

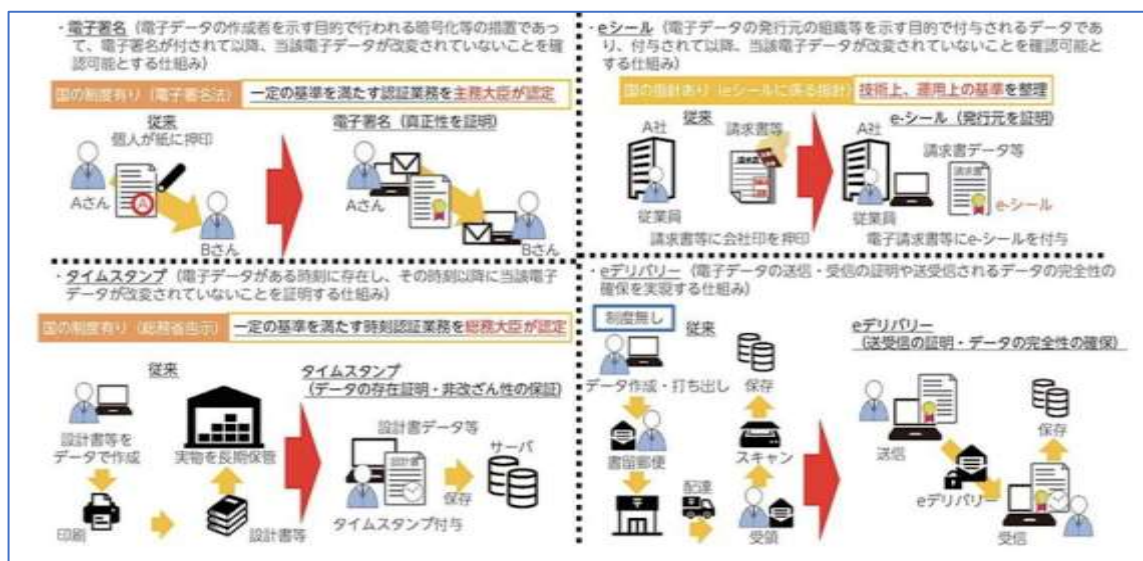
を整備する必要がある。

- ・その前提として、データ流通を促進する観点から、デジタルデータそのものの信頼性(reliability)を保証する社会通念が必要である。現時点では統一的な「デジタルトラスト」及び「デジタルトラストフレームワーク」の定義がなく、様々な文脈での不一致や対話における認識相違を余儀なくされる状況にある。このため、官民による統一的な定義の設定が求められる。

(3) トラストサービスに係る環境整備

- ・元来インターネットは匿名性が高いことから、インターネットの社会インフラ化に伴い、信頼に足るデータ流通を実現するための仕組み（トラストサービス）が極めて重要である。トラストサービスを実現するためには電子署名法による本人の意思表示、データの出所又は起源を証明する e シール、データの存在と完全性を証明するタイムスタンプ、データの送達証明となる e デリバリーの仕組みがセットで必要となる（図参照）。このうち、e デリバリーについては制度整備に向けた検討が進んでいないことから、早急に検討を行い所要の制度整備を行うことが求められる。
- ・特にデータ連携基盤の基礎となるトラストサービスについて官民の役割分担に係る方針を明確にし、競争領域における民間部門の投資意欲を高めるための環境整備を図る必要がある。

図 トラストサービスの概要



(出典) 令和6年度情報通信白書

- ・上記のトラストサービスは少数の大規模プラットフォームの市場支配力の濫用によって市場の健全競争が阻害されることが懸念されることから、電子署名法を含め、改めてトラストサービスについて包括的に法制度を再構築した「トラストサービス法 (仮称)」として整備するとともに、上記の市場支配力の濫用を防止するための競争確保の枠組みづくりについても併せて検討することが求められる。(項目(2)「『データ流通促進法 (仮称)』の制定」と一体的に推進)

・「トラストサービス法 (仮称)」の整備は、日欧間で制度の相互認証を行う際に同水準の法的基盤に則って制度運用がなされていることを確保するためにも必要である。(項目(6)「国際データ流通の枠組みづくり」と一体的に推進)

- ・トラストサービスは、欧州においては eIDAS 規則（2016 年 7 月）として整備されるとともに、デジタル ID フレームワーク規則(改正 eIDAS 規則、2024 年 4 月施行) により各国においてデジタル ID ウォレットを提供することが義務付けられている。こうした動きを踏まえ、個人情報等について自らが主体的にコントロールできるデジタル証明の仕組み（例えば VCs=Verifiable Credentials）を確立するとともに、上記の「トラストサービス法（仮称）」の検討においてはデジタル ID ウォレットを提供する仕組みを導入することとし、特にスマートフォンにおける公的個人認証サービスの活用や認証サービスの官民連携の速やかな実現を図ることが求められる。

(4)データ連携促進のための研究開発の推進

- ・データセキュリティを早期に産業化する観点から、データの真正性を確保するための技術、ブロックチェーン技術を活用したデータ保護関連技術、データの秘匿化や秘密（秘匿）計算などの領域の技術などの開発を重点的に支援することが求められる。
- ・特にデータの真正性（authenticity）を確保し、AI 開発におけるデータポイズニング攻撃や認知戦における偽・誤情報対策を行うことは日本の安全保障に直結する問題であり、当該研究開発やシステム実装は官民連携による経済

安全保障プロジェクトとして積極的に推進する必要がある。

- ・データを集中管理しない柔軟な分散型事業モデルの登場を促すため、地域の課題解決や地域活性化を目的とする、Web3 を含むデータ分散・連邦型の事業モデルの発掘及びその横展開を図るための所要の支援を行うことが求められる。また、分散型事業モデルの普及促進に併せて、分散台帳技術を活用したデジタル通貨の導入（地域通貨の導入促進を含む）について検討を加速化する必要がある。

(5)安心ガバメントクラウドの普及促進

- ・行政コストの削減とデータ連携の促進を目標とするガバメントクラウドの多様化を積極的に推進する。特にデータセキュリティ強化の観点から、個人情報などの機微情報を扱う専用ゾーンを持つ国内事業者が主導権をもつ「ソブリンククラウド」を新たにガバメントクラウドの選択肢として加え、必要に応じて既存のガバメントクラウドとの連携（ハイブリッドクラウド）も可能としつつ、データ主権(data sovereignty)を前提とする安心ガバメントクラウドの普及を促進する。
- ・同時に、柔軟なガバメントクラウドの推進に向けて SaaS 型の公共アプリケーションの提供により地方自治体の負担軽減と利便性の向上を図ることが求められる。

(6)国際データ流通の枠組み作り

- ・ データローカライゼーションの禁止、アルゴリズムなどの国による検閲の禁止などを盛り込んだ「国際 DFFT(Data Free Flow with Trust)協定（仮称）」の有志国間での締結拡大を推進し、グローバルな「自由データ流通圏」の積極的な拡大を目指す。
- ・ その際、過去の個人情報保護法制における日欧相互認証の取り組みなどを参照しつつ、トラストサービスに関する日欧間の相互認証を実現するとともに、同制度の ASEAN や APEC との連携強化などグローバルなトラストサービス実現に向けて日本が主導的な役割を果たすことが求められる。
- ・ ネットワークに AI が実装され、ネットワークを介して AI 間の相互連携が今後進むことが想定される中、AI そのものがデータ流通を促進する極めて有効な手段であることを念頭に置きつつ、AI に関連する学習データや生成物の管理のあり方等に関する国際的なルールづくりにおいて、日本が積極的に貢献することが求められる。

(7)データ活用国際プロジェクトの推進

- ・ 我が国の高齢化は 2050 年頃にピークを打ち約 4 割で安定化する一方、他国は日本を上回る高齢化の進展も見込まれる中、我が国は高齢化等の課題先進国としてデータを活用した課題解決のためのソリューションの生成・展開からグローバル展開まで一体的に支援する「課題解決型グローバル展

開プロジェクト（仮称）」を推進することが求められる。その際、課題解決のためのソリューションはクラウドで提供されることを前提とし、運用コストの低減、災害時等のレジリエンスの向上等を実現し、持続可能な課題解決モデルの普及に努める。

(8)国際標準化の推進

- ・データ連携を推進する上で、国際標準化活動を積極的に展開することが重要である。近年、国際標準化においては、各国は戦略的にリーダーシップを持って新規提案を展開し、市場創出を進め産業競争力の強化につなげている。
- ・すでに、データ連携分野においては、欧州を中心とした産業界のデータスペース関係団体と我が国の間では、積極的な協調が進められている。そこで、これらの活動をもとに、ISO はもとより、IEEE, IETF, W3C などの国際標準化団体におけるリーディングポジションを確保する官民の活動を支援し、データ連携による新規事業創出を促進する。

3. 今後の進め方

政府においては、データガバナンス戦略を推進するための専門組織並びに官民協議会を設立し、新たな官民協議会と連携しつつ、担当府省及び検討スケジュー

ールの明確化を図る戦略実行計画（ロードマップ）に基づき各施策の着実な推進を図るとともに、定期的に推進状況に係る検証を踏まえて適宜見直しを行うこと等が求められる。

以 上